

金沢市長土堀青少年交流センター条例（平成31年条例第5号）

（目的及び設置）

第1条 本市は、次代を担う青少年の主体的な学び並びに青少年相互及び青少年と他の世代との交流を促進することを通じて、健全で活力に満ち、創造性豊かな青少年の育成を図るため、交流センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 金沢市長土堀青少年交流センター
- (2) 位置 金沢市長町3丁目3番3号

（事業）

第3条 金沢市長土堀青少年交流センター（以下「交流センター」という。）は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の主体的な学びを促進するための事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 青少年相互及び青少年と他の世代との交流を促進するための事業の企画及び実施に関すること。
- (3) 青少年及び青少年団体（青少年の健全な育成を図ることを目的とする団体をいう。以下同じ。）の活動の支援に関すること。
- (4) 青少年に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 交流センターの施設及び設備の提供に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

（職員）

第4条 交流センターに、所長その他必要な職員を置く。

（開館時間）

第5条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第6条 交流センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要

があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（交流活動室等の使用の対象者）

第7条 交流センターの交流活動室、プレイルーム、多目的室、調理実習室、和室、音楽活動室、学習室、大集会室又は控室（以下「交流活動室等」という。）を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当するもので、交流活動室等において交流センターの設置の目的に適合する活動を行うもの（以下「活動団体」という。）とする。

(1) おおむね5人以上の団体で、構成員の過半数が市内に居住し、勤務し、又は在学する6歳から30歳までの青少年であるもの

(2) 市内を主たる活動の場とする青少年団体

（特別の使用）

第8条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、活動団体の利用に支障がない限りにおいて、交流活動室等を活動団体以外のものに使用させることができる。

（使用の承認）

第9条 交流活動室等を使用しようとするものは、あらかじめ教育委員会の使用の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用の承認の際、必要な条件を付けることができる。

（使用の承認の制限）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流活動室等の使用を承認しないものとする。

(1) 建物、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 使用の期間が長期にわたり、他の使用に妨げがあると認められるとき。

(3) 政治的活動又は宗教的活動をするおそれがあると認められるとき。

(4) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(5) その他教育委員会が使用を不適當であると認めるとき。

（使用の承認の取消し等）

第11条 教育委員会は、第9条の規定により使用の承認を受けたもの（以下「使用者」と

いう。)が次の各号のいずれかに該当するときは、交流活動室等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用の承認の条件を変更することができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当すると認められるに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用の申請に偽りがあったとき。

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める交流活動室等の使用料（以下「使用料」という。）を使用の承認の際、前納しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、活動団体が使用するときは、使用料を徴収しない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、当該既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害の賠償)

第15条 交流センターを利用する者は、交流センターの建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 交流活動室等の使用に係る手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の日から平成31年9月30日までの間における第12条第1項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表（附則第3項関係）

使用時間区分 区分	午 前 (午前 9 時から正 午まで)	午後 A (午後 1 時から午 後 3 時ま で)	午後 B (午後 3 時から午 後 5 時ま で)	夜間 A (午後 5 時から午 後 7 時ま で)	夜間 B (午後 7 時から午 後 9 時ま で)	全 日 (午前 9 時から午 後 9 時ま で)
交 流 活 動 室	1,940円	1,290円	1,290円	1,290円	1,290円	7,100円
プ レ イ ル ー ム	960円	640円	640円	640円	640円	3,520円
多 目 的 室	950円	620円	620円	620円	620円	3,430円
調 理 実 習 室	800円	540円	540円	540円	540円	2,960円
和 室	760円	490円	490円	490円	490円	2,720円
音 楽 活 動 室	650円	430円	430円	430円	430円	2,370円
学 習 室 1	840円	560円	560円	560円	560円	3,080円
学 習 室 2	860円	570円	570円	570円	570円	3,140円
学 習 室 3	860円	570円	570円	570円	570円	3,140円
大 集 会 室	3,540円	2,370円	2,370円	2,370円	2,370円	13,020円
控 室	220円	160円	160円	160円	160円	860円

摘要 この表の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。

別表（第12条関係）

使用時間区分 区分	午 前 (午前 9 時から正 午まで)	午後 A (午後 1 時から午 後 3 時ま で)	午後 B (午後 3 時から午 後 5 時ま で)	夜間 A (午後 5 時から午 後 7 時ま で)	夜間 B (午後 7 時から午 後 9 時ま で)	全 日 (午前 9 時から午 後 9 時ま で)
交 流 活 動 室	1,990円	1,310円	1,310円	1,310円	1,310円	7,230円
プ レ イ ル ー ム	980円	650円	650円	650円	650円	3,580円
多 目 的 室	970円	630円	630円	630円	630円	3,490円
調 理 実 習 室	810円	550円	550円	550円	550円	3,010円
和 室	770円	500円	500円	500円	500円	2,770円

音楽活動室	650円	440円	440円	440円	440円	2,410円
学習室 1	850円	570円	570円	570円	570円	3,130円
学習室 2	870円	580円	580円	580円	580円	3,190円
学習室 3	870円	580円	580円	580円	580円	3,190円
大集会室	3,620円	2,410円	2,410円	2,410円	2,410円	13,260円
控室	230円	160円	160円	160円	160円	870円

摘要 この表の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく
地方消費税の額を含んだ額である。